

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市内一円		
路線名又は河川名等			
委託業務名	令和8年度河川点検業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで		
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

河川点検				式	1
計画準備・資料収集	式	1	河川の巡視・点検	km	20
堤防区間の点検	河川	8	山間部河川の巡視	河川	20

委 託 理 由

本業務は、京都市が管理する準用河川及び普通河川の巡視・点検を実施し、河川の現状を把握することを目的とする。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2026年6月
歩掛適用年月	2026年6月
基準適用年月	2026年6月
単価地区	2602：Ⅱ地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
河川点検	河川点検	計画準備・資料収集			式	391,750	直接人件費	
河川点検	河川点検	河川の巡視・点検			km	128,860	直接人件費	
河川点検	河川点検	堤防区間の点検			河川	89,256	直接人件費	
河川点検	河川点検	山間部河川の巡視			河川	49,982	直接人件費	
河川点検	河川点検	照査・報告書作成			式	446,450	直接人件費	

業務委託料内訳書

業務名	令和8年度河川点検業務委託				業 項 種 目	土木設計業務 河川点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川点検		式	1				
河川点検		式	1				
河川点検		式	1				
計画準備・資料収集		式	1				内 1号
河川の巡視・点検		km	20				単 1号
堤防区間の点検		河川	8				単 2号
山間部河川の巡視		河川	20				単 3号
照査・報告書作成		式	1				内 2号
共通		式	1				
共通(設計業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打合せ：1回	業務	1				内 3号
直接経費		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	令和8年度河川点検業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接経費		式	1				
旅費交通費		式	1				
旅費交通費		日	20				単 4号
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)		式	1				
直接原価(その他原価除く)		式	1				
その他原価		式	1				内 4号
一般管理費等		式	1				内 5号
設計業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
設計業務委託料		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 1号	計画準備・資料収集						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師							
	R0402		人	0.5			
技師(A)							
	R0403		人	1			
技師(B)							
	R0404		人	2			
技師(C)							
	R0405		人	2			
技術員							
	R0406		人	3			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 2号	照査・報告書作成						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師							
	R0402		人	1			
技師 (A)							
	R0403		人	1. 5			
技師 (B)							
	R0404		人	2. 5			
技師 (C)							
	R0405		人	2			
技術員							
	R0406		人	2			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 3号	打合せ	中間打合せ：1回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ							内 6号 03-02-01
WS505501			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 4号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

單價使用年月	2026.06
步掛適用年月	2026.06
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

[illegible]

2 次内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 6号 WS505501	打合せ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師							
		R0402	人	1. 5			
技師 (A)							
		R0403	人	1. 5			
技師 (B)							
		R0404	人	1. 5			
合計							

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	河川の巡視・点検		単位	km	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(A)	R0403		人	0. 1				
技師(B)	R0404		人	0. 8				
技師(C)	R0405		人	1. 05				
技術員	R0406		人	1. 05				
合計								
単価								

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	堤防区間の点検		単位	河川	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(A)	R0403		人	0. 06				
技師(B)	R0404		人	0. 5				
技師(C)	R0405		人	1				
技術員	R0406		人	0. 5				
合計								
単価								

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	山間部河川の巡視		単位	河川	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(A)	R0403		人	0. 02				
技師(B)	R0404		人	0. 28				
技師(C)	R0405		人	0. 58				
技術員	R0406		人	0. 28				
合計								
単価								

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	旅費交通費		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン レギュラー		Z040011001	L	5.13				
ライトバン 1.5L		ML40010001	日	1				
ライトバン 1.5L		MT40010001	時間	1.9				
合計								
単価								

特 記 仕 様 書

委託業務名 令和8年度河川点検業務委託

履 行 場 所 京都市内一円

第1条

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和8年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

また、本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用示方書・指針等の他、各種技術基準の最新版および関係通達等を使用するとともに、今後の改定等についても十分留意すること。「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

第2条（一般事項）

1 次の事項については、受注者の独自の判断で実施してはならない。必ず監督員に報告して確認すること。

（1）設計図書に明示していない事項の処理

（2）設計変更に係る事項の処理

（3）関係機関との協議にかかる事項の処理

（4）天災その他不可抗力による事項の処理

2 受注者は、仕様書と契約書の相互間に違いがある場合には、その状況を監督員に報告し、指示を受けなければならない。

3 業務の着手時、業務の区切り、または疑義が生じた場合においては、監督員と常に密接に連絡、打合せを行い、その内容をその都度打合簿に記録し、監督員の確認を受けること。

第3条（電子納品）

1 本業務は電子納品対象業務とする。

ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月版）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕を納品する。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（業務の目的）

近年頻発する局地的大雨等による浸水被害を受け、管理河川の治水安全度の向上が求められている。治水安全度の向上に当たっては、河川改良等の治水対策だけでなく、各河川が保有する流下能力の確保のため、河川の現状把握や、浚渫・除草・補修等の維持管理が重要である。

そこで、本市では、計画的で持続可能な河川維持管理の実現のため、準用河川及び普通河川を対象に点検を実施し、結果を「点検記録表」として記録し、補修計画に活用している。

本業務は、京都市が管理する準用及び普通河川のうち、主に市街化調整区域に位置する河川及び堤防を有する河川を対象に、巡視・点検等を実施のうえ、「点検記録表」を作成するものである。

第6条（業務委託契約書について）

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第7条（貸与資料）

貸与する資料は以下のとおりとする。

- ・令和7年度河川点検業務委託 報告書
- ・初回点検に関する資料（現地踏査表、河川カルテ、点検調書）
- ・全河川の管理表（点検内容や結果等の全ての情報を一覧表にしたもの）

その他必要な資料がある場合、監督員と協議のうえ、必要と認められるものについて貸与する。

第8条（適用基準及び準拠すべき図書）

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書及び業務等委託必携のほか、以下の基準によるものとする。

- (1) 河川点検参考資料～解説編～（京都市）（契約後貸与）
- (2) 河川点検参考資料～手順編～（京都市）（契約後貸与）
- (3) 京都市が管理する河川の維持管理について（本市のホームページ参照）
- (4) 国土交通省河川砂防技術基準 計画編、設計編、調査編、維持管理編
- (5) 京都府砂防技術基準(案)
- (6) 中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領
（令和6年3月 国土交通省）
- (7) 堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（令和5年3月 国土交通省）
- (8) 堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領参考資料
（平成31年4月 国土交通省）

- (9) 解説・河川管理施設等構造令（社団法人日本河川協会）
- (10) 土木工事標準設計図集（近畿地方整備局）
- (11) 設計便覧（案）（近畿地方整備局）
- (12) 中小河川計画の手引き（案）（一般財団法人国土技術研究センター）
- (13) その他必要に応じて指定する図書

第9条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第10条（土地の立入り等）

- 1 現場での作業については事前に関係機関、地元への周知が必要となる場合があることから、監督員の指示により周知等を行い、作業が円滑に進められるようにすること。
- 2 現地踏査等により第三者の所有する土地に立入る必要がある場合には、監督員に報告のうえ、受注者において関係土地所有者等に事前に連絡し了解を得ること。
- 3 作業の実施に伴い、私有物件の破損等を生じた場合の当該所有者への補償は、受注者の負担とする。
- 4 現地調査に際しては身分証明書を携帯し、業務にあたるものとする。身分証明書は、土地所有者、その他関係者等から請求があったときには、これを提示するものとする。

第11条 業務等委託必携に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1108条（照査技術者及び照査の実施）

照査報告書は、成果品納入時に監督職員に提示すること。

第1111条（打合せ等）

業務における打合せは、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回行うものとする。中間打合せは、巡視・点検作業実施中に行うものとするが、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。なお、業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者又は管理技術者が立ち合うものとする。

土木設計業務編

第1206条（設計業務の内容）

1 計画準備・資料収集

業務の目的及び主旨、本仕様書に記載する業務内容を把握し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画等を記載した業務計画書を作成する。

2 河川の巡視・点検

河川の巡視を行い、過年度点検結果と比べて、護岸、河道、その他の状況に変化がないかを目視により確認する。巡視範囲は初回点検※1の河川カルテにおける点検範囲と同じとする。

巡視範囲のうち、過年度評価が「c（予防保全段階）」及び「d（措置段階）」であった箇所、新たな変化（損傷状況の変化や新たな損傷）を発見した箇所を対象に、「護岸（右岸）」、「護岸（左岸）」、「河道」、「暗渠」、「その他」の区分に応じた点検（状況の確認、変状箇所の計測、写真撮影等）を行い、点検記録表に損傷の箇所、状況及び写真を記載し、写真撮影位置図を作成する。また、点検箇所の目印として現地の河川構造物に「京都市5年点検」又は「京都市1年点検」と記したシールを貼る。

巡視範囲のうち、損傷がなかった区間については、点検記録表に「巡視状況」と記載し遠景写真を貼り、写真撮影位置図を作成する。

また、巡視・点検結果を過年度評価と比較した一覧表を作成する。

※ 1 初回点検：平成 28 年度～令和 2 年度までの 5 年間で実施した河川点検のこと。

3 堤防区間の点検

堤防を有する河川について、過年度点検結果に示された堤防区間を対象に、「土堤（堤内）（堤外）」「護岸（堤内）（堤外）」について点検（変状箇所の計測、写真撮影等）を行い、点検記録表（堤防）に損傷の箇所、状況及び写真を記載し、写真撮影位置図を作成する。また、点検箇所の目印として現地の河川構造物に「京都市 5 年点検」又は「京都市 1 年点検」と記したシールを貼る。

また、堤防点検結果を過年度評価と比較した一覧表を作成する。

4 山間部河川の巡視

山間部の河川（河川管理施設がほとんどない河川）について、巡視を行い、河川の状況に異常がないかを目視により確認する。巡視範囲は河川下流端に存する集落の範囲及び山地の入り口 100m 付近までとする。

巡視の記録として、巡視記録表に写真を貼り、写真撮影位置図を作成する。この際、写真は下流端の状況、集落範囲の状況、山地部状況の 3 枚を基本とする。

また、巡視した山間部河川の一覧表を作成する。

上記 2～4 の数量は以下のとおりとする。※ 2

項目	数量	備考
河川の巡視・点検	河川延長 合計 20.0 km※ 3	・点検記録表作成箇所数の目安は、巡視延長 1 km あたり 10 箇所程度
堤防区間の点検	8 河川	・ 8 河川の堤防区間合計延長（左右岸合計値）は約 3.3 km
山間部河川の巡視	20 河川	・ 1 河川あたりの巡視範囲は河川下流端に存する集落の範囲＋山地の入り口 100m 付近まで（1 河川あたり平均 300m を想定（集落 200m＋山地 100m＝300m））

※ 2… 履行期間中における大雨の発生等によっては、巡視、点検の数量等が変更となる場合がある。変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

※ 3… 20.0 km のうち、約 1.4 km は暗渠区間である。

5 照査・報告書作成

巡視、点検に関する記録資料、点検記録表、写真撮影位置図の作成等について照査を行い、本業務の調査結果を報告書に取りまとめる。

6 旅費交通費

1 日当たりの旅費交通費については、下表のとおり。

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン	レギュラー	L	5.13	2.7L/h×1.9h
損料	ライトバン 1.5L	時間	1.9	運転時間当り損料
損料	ライトバン 1.5L	日	1.0	供用日当り損料

7 その他

- ・使用するカメラはGPS機能付きとする。
- ・撮影した写真データ（GPS）は電子成果と別に提出する。
- ・カメラの解像度の設定は、VGA（640×480）、またはこれと同程度の解像度とする。
- ・点検記録表、点検記録表（堤防）、巡視記録表を保存するファイル名は別途指示する。
- ・点検箇所を目印として現地の河川構造物に貼るシールの仕様は別途指示するが、より良い方法があれば提案すること。
- ・業務遂行にあたり、河川点検実施の効率性、継続性の観点から、より良い方法があれば提案すること。
- ・暗渠区間の点検にあたっては、必要に応じて作業主任者を選任する等、十分な安全確認を行うこと。また、酸素濃度計により酸素濃度の確認を行う他、必要となる安全対策を講じたうえで実施すること。

第12条（タブレット端末等による現地記録の試行及び協力）

- 1 発注者は、本業務においてタブレット端末を用いた点検記録表作成システムのテスト使用を実施する。
- 2 受注者は、別紙に示す点検記録表等に代わり、前項の規定に基づくテスト使用に協力するものとする。対象河川は契約後に監督員と協議のうえ定めるものとする。なお、タブレット端末は発注者が貸与するものとし、タブレット端末を用い作成した点検記録については、別紙に示す点検記録表の作成は不要とする。
- 3 本試行に伴う点検作業の変更は、記録手法の変更（Excel等のデータからタブレット端末への移行）であり、点検の基本事項、対象施設、点検項目及び判定基準等については、本仕様書に定めるとおりとする。

(別紙)

■本業務における「河川の巡視・点検」の範囲

- ・下記の既存資料を貸与します。この資料から本業務における「河川の巡視・点検」の範囲を把握します。 ※この資料を作成いただく訳ではありません。

河川カルテ

(初回点検資料)

河川名

空地谷川

河川の種別

普通河川

カルテ更新日

2018/07/03

点検分類

Group3

管轄土木事務所

京北・五ヶ山間地区土木事務所

河川延長

1.41

流域面積

1.274

点検結果、コメント、次回点検に向けて

上流端

所在地

東京都大田区大森西1-1-1

河川番号

081

下流端

所在地

東京都大田区大森西1-1-1

河川番号

081

位置図 (S = 1/6500)

写真及び現状状況

【写真】

20180703

点検員氏名

清水 武彦

更新日

20180703

河川番号

081

流域面積

1.274

河川延長

1.41

河川名称

空地谷川

河川種別

普通河川

河川位置

東京都大田区大森西1-1-1

河川状況

河川が荒廃している

【現状状況】

20180703

点検員氏名

清水 武彦

更新日

20180703

河川番号

081

流域面積

1.274

河川延長

1.41

河川名称

空地谷川

河川種別

普通河川

河川位置

東京都大田区大森西1-1-1

河川状況

河川が荒廃している

写真及び現状状況

【写真】

20180703

点検員氏名

清水 武彦

更新日

20180703

河川番号

081

流域面積

1.274

河川延長

1.41

河川名称

空地谷川

河川種別

普通河川

河川位置

東京都大田区大森西1-1-1

河川状況

河川が荒廃している

【現状状況】

20180703

点検員氏名

清水 武彦

更新日

20180703

河川番号

081

流域面積

1.274

河川延長

1.41

河川名称

空地谷川

河川種別

普通河川

河川位置

東京都大田区大森西1-1-1

河川状況

河川が荒廃している

今回業務の「河川の巡視・点検」の範囲

(この範囲内の c、d の箇所について点検記録表を作成する)

[illegible]

- 本業務において作成する「点検記録表」及び「写真撮影位置図」(フォーマット等は提供します)
- ・下記は本業務の河川の巡視・点検において作成する点検記録表及び写真撮影位置図です。
 - ・堤防点検に使用する点検記録表(堤防)、山間部河川の巡視に使用する巡視記録表もこれに準じたものを準備します。

点検記録表

現場で記録した内容を Excel に入力します。

自動入力されます。

「評価」も自動記入されますが、必要に応じて修正します。

写真張り付けボタンを使用して、「写真」を貼り付けます。

写真撮影位置図



■参考：「点検記録表」の作成について

- ・現地状況及び河川カルテ（初回点検）を参考に、凡例表（発注者から提供）を用いて該当記号を入力します。

点検記録表への入力

凡例表

点検箇所	記号	構造物の種類	NEXT
護岸	コン	コンクリート護岸	→A1→A6へ
	石積	コンクリート護岸（石積型）	→A1→A6へ
	ブロック	ブロック積み護岸	→A1→A6へ
	石積	石積護岸	→A1→A6へ
	石積（空積）	石積（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ	ヤシ護岸	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
河川	コン	コンクリート護岸	→A1→A6へ
	石積	コンクリート護岸（石積型）	→A1→A6へ
	ブロック	ブロック積み護岸	→A1→A6へ
	石積	石積護岸	→A1→A6へ
	石積（空積）	石積（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ	ヤシ護岸	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
その他	コン	コンクリート護岸	→A1→A6へ
	石積	コンクリート護岸（石積型）	→A1→A6へ
	ブロック	ブロック積み護岸	→A1→A6へ
	石積	石積護岸	→A1→A6へ
	石積（空積）	石積（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ	ヤシ護岸	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ
	ヤシ（空積）	ヤシ（空積）	→A1→A6へ

点検事項		NEXT
A1	① 船身	→12へ
	② ケブ 欠損	→14へ
	③ 主軸	→5へ
	④ ほかの欠陥、動揺	→12・13へ
	⑤ 新機修繕	→32・31へ
A2	⑥ 船身	→40・45へ
	⑦ 船身修理計画の進捗	→51へ
	⑧ 船身	→54へ
	⑨ クラック(ひび割れ)	→20へ
	⑩ 船身修理	→60へ
A3	⑪ 船身の定規	→60へ
	⑫ 船底板	→70・73へ
	⑬ 船底板の欠損	→70・73へ
	⑭ 船底板の修理計画による損入不足	→70・73へ
	⑮ 船底板の修理計画	→74・75へ
A4	⑯ 船底板の欠損	→80へ
	⑰ 主軸の欠損	→90へ
A5	⑱ 船底板の止付ボルトの腐食、劣化	→100・102へ
	⑲ 船底板(主軸シート等)の腐食劣化	→110・112へ
B1	① タイ 土砂堆積	→120・124へ
	② セン 水密部等での劣化	→70・73へ
	③ セン 排水路を閉塞するような腐食劣化	→130・131へ
	④ セン 排水路による浸透被害	→140・141へ
	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	→150・153へ
C1	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	→200へ

■参考：写真撮影について

- ・点検では、延長や幅、奥行き等を計測し、計測の状況写真を撮ります。
- ・計測の状況写真は、遠景、近景、詳細の写真を撮ります（3枚以上を基本とする）。
- ・点検記録表に貼り付けた写真には河川の流向を示す矢印を記入します。また、わかりやすくするため、必要に応じて写真の中に損傷箇所を明示します。

遠景（損傷箇所の位置を特定しやすいように、
周囲の建物等も出来るだけ映るようにする。）



近景（損傷の大きさが分かるように）



詳細（必要に応じて）



詳細（厚み等を計測）



位置図

